

セーフティドライバー・コンテスト表彰基準

〔目 的〕

第1条 本基準は、警視庁が主催するセーフティドライバー・コンテストにおいて、無事故・無違反を達成したチームの所属団体に対し、本協会として感謝の意を表すための表彰基準を定めるものである。

〔表彰対象〕

第2条 本基準における表彰対象は、下記の通りとする。ただし、当該所属団体から参加の2チームともに無事故・無違反を達成した場合とする。

- (1) 3年連続達成の所属団体
- (2) 5年連続達成の所属団体
- (3) 7年連続達成の所属団体
- (4) 10年連続達成の所属団体
- (5) 15年連続達成の所属団体

〔表 彰〕

第3条 表彰は、本協会総会にて行い、表彰内容は下記の通りとする。ただし、表彰日まで存続している所属団体に限るものとする。

- (1) 3年連続達成の所属団体
会長からの表彰状とともに、1万円相当の記念品を副賞として贈呈する。
- (2) 5年連続達成の所属団体
会長からの表彰状とともに、2万円相当の記念品を副賞として贈呈する。
- (3) 7年連続達成の所属団体
会長からの表彰状とともに、3万円相当の記念品を副賞として贈呈する。
- (4) 10年連続達成の所属団体
会長からの表彰状とともに、4万円相当の記念品を副賞として贈呈する。
- (5) 15年連続達成の所属団体
会長からの表彰状とともに、5万円相当の記念品を副賞として贈呈する。

〔基準の改廃〕

第4条 この基準の改廃は、正副会長会議において行う。

[附 則]

1. この基準は、平成20年8月5日制定実施する。
2. 既に表彰対象となっている対象については、追加表彰を行う。
3. この基準は、平成22年8月3日一部改定し、平成23年度から実施する。(第2条、第3条)
4. この基準は、平成28年6月7日一部改定し、平成28年度から実施する。(第2条、第3条)
5. この基準は、令和2年5月8日一部改定する。(第3条)
6. この基準は、令和3年11月8日一部改定し、令和4年7月1日以降に参加するコンテストから実施する。ただし、令和3年度コンテスト結果における連続達成年数は継続するものとする。(第2条、第3条)